

## 令和5年度事業計画及び令和5年度収支予算について

### 令和5年度事業計画

令和4年度においては、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、本事業団の各事業所においても、感染防止対策の徹底など緊張した状況下での事業実施となった。令和4年度事業の本年2月末現在における実施状況は、訪問看護事業及び居宅介護支援事業のいずれも、全体として前年度の利用実績を上回る利用件数で推移している。また、緊急時訪問看護連絡体制についても、前年度に比べ利用者数が増加している。

＜2月末現在の実施状況、（ ）は対前年度比＞

|             |         |           |          |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 訪問看護事業      | 訪問延べ回数  | 68,448回   | (99.0%)  |
|             | 収入額     | 597,998千円 | (101.5%) |
| 居宅介護支援事業    | 延べ件数    | 3,131件    | (107.6%) |
|             | 収入額     | 40,957千円  | (107.0%) |
| 緊急時訪問看護連絡体制 | 利用者延べ人数 | 7,014人    | (108.5%) |

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日から、これまでの2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に変更される場所であるが、引き続き感染防止対策に留意しつつ、訪問看護事業を始めとする在宅ケアに係る各事業の一層の推進を図るとともに、居宅介護支援事業による公益目的支出計画の適切な執行に努める。また、令和6年度における介護報酬、医療報酬等の改定に伴うサービス対応がスムーズに移行できるよう準備を進める。

#### 〔基本方針〕

##### ・訪問看護提供体制の整備・充実

重度化、多様化、複雑化してきている在宅ケア対象者に対し、24時間対応及び重症者や看取りへの対応等を含め、訪問看護が安定的に提供できる職員配置（看護師、理学療法士等の増員）並びに特定行為看護師の更なる育成及び職員の資質向上に努める。

##### ・訪問看護ステーションの機能拡大の継続

グループホームや老人ホームなどからの依頼による看護の実施、介護施設や他の訪問看護ステーションとの連携、多職種との協働によるケアの実施等、訪問看護ステーションの機能拡大の継続を図る。

##### ・ICT活用による業務の効率化・省力化の推進

令和2年度末から順次、訪問看護ステーションに導入しているケアパレットナースの導入を進める。また、コロナ渦で実施してきた、オンラインによる会議や研修会については、業務の効率化を図るため、今後とも必要に応じて開催する。

・在宅ケアを担う看護師の育成支援

看護師等学校養成所の実習生や訪問看護に関する各種研修受講生受け入れ等、在宅ケアを担う看護師の育成を支援する。

[主な施策]

(1) 訪問看護事業等

①安定した収益確保

質の高い訪問看護サービスを提供するためには安定した収益確保が必要である。このため引き続き地域の状況や利用者ニーズの把握に努めるとともに、病院等関係機関との連携を一層強化し、事業を実施する。

②理学療法士等の配置

利用者の需要に応えるため、訪問看護業務の一環としての理学療法士等によるリハビリテーションを引き続き行う。

令和4年度配置人数 8人(3月1日現在)

- ・理学療法士：正規職員：白山松任1人  
嘱託職員：かほく高松1人  
非常勤職員：野々市2人、かほく高松1人
- ・言語聴覚士：非常勤職員：かほく高松1人、野々市1人
- ・作業療法士：嘱託職員：かほく高松1人

③地域包括ケアシステム実現に向けた介護事業所との連携

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施する介護事業所との連携による訪問看護等を実施する。

事業実施：津幡、かほく中央、かほく高松の各訪問看護ステーション  
(JAかほくから受託)  
輪島の各訪問看護ステーション  
(社会福祉法人弘和会から受託)

④ICTを用いた医療・介護情報共有事業

「いしかわ診療情報共有ネットワーク」事業により、病院や診療所(かかりつけ医や訪問看護ステーション)などの施設間で利用者の情報を共有し、在宅ケアの効率化を目指す。MCS(メディカルケアステーション)を活用し、本人、家族、主治医、介護職等と訪問看護ステーション間で利用者情報の共有を行い、多職種ネットワークづくりに努める。

⑤訪問看護の質的・量的拡充

近年、医療的ケア児の支援が増加しており、学校や保育園、放課後等デイサービス等への訪問対応に努める。

加えて、AYA世代(15歳から39歳まで)のがん治療者への支援には、経済的・精神的負担が大きく、子どもへの関わり方等多くの課題があるため、主治医をはじめ地域の関係機関や職種と連携しながら支援していくよう努める。

## ⑥医療保険分レセプトのオンライン請求

令和6年5月より、医療保険のオンライン請求が開始されるため、円滑に対応できるよう環境整備を行う。

## (2) 居宅介護支援事業

### ①公益目的支出計画実施事業の適切な実施

一般社団法人として、公益目的支出計画の実施事業である居宅介護支援事業の適切な実施に努める。なお、かほく高松居宅介護支援事業所は介護支援専門員3名体制（うち1名は主任）で、特定事業所加算体制を継続し、研修の実施や困難事例に対する支援の強化に努める。

### ②医療依存度の高い利用者への対応

在宅療養を希望する医療依存度の高い利用者の増加が見込まれるなかで、訪問看護ステーションに併設する事業所として、医療ケアの視点を踏まえたケアマネジメントの実施に努める。

### ③居宅介護支援事業の質の向上

主任介護支援専門員を中心に、ケアプラン作成に係る困難事例検討会や研修会の開催等、居宅介護支援事業の質の向上に努める。

なお、令和5年度は7箇所中6箇所の事業所において介護支援専門員を複数体制とする。また、居宅介護支援事業所の大規模化を目指し、事業所の統合を検討していく。

## (3) 職員研修事業

引き続き事業団が実施する研修会をはじめ、県内外で実施される各種研修等に訪問看護師を計画的に参加させる。

### ①事業団企画研修（年2回）

### ②ブロック別研修等（能登、石川中央、加賀の3ブロック）

テーマ別研修（年1回）

管理者による事例検討、情報交換会

### ③新任スタッフ研修

石川県看護協会及び日本訪問看護振興財団「訪問看護eラーニング」の受講

### ④管理者研修（年2回）

### ⑤居宅介護支援事業所管理者研修・情報交換会（年2回）

### ⑥看護師特定行為研修

受講者：1人（かほく高松訪問看護ステーション） ※令和5年4月～

特定行為区分：血糖コントロールに係る薬剤投与関連

昨年度からの継続者1人（中能登訪問看護ステーション）

<参考>特定行為研修修了者 3人 (七尾・津幡・能美訪問看護ステーション)  
区分：・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 1人 (重複あり)  
・ろう孔管理関連 1人  
・創傷管理関連 2人  
・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 1人

⑦虐待、ハラスメント対策研修会実施継続

⑧県内外における研修会、講演会等への積極参加

#### (4) 会員等からの受託事業

①要介護認定調査(5市町)

②介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務(6市町)

③結核患者服薬確認業務(石川県)

④在宅医療・介護連携推進事業(中能登町、野々市市)

⑤在宅中重度訪問看護体制業務(社会福祉法人鹿南福社会鹿寿苑、社会福祉法人手取会)

⑥認知症対応型グループホームとの医療連携事業((有)・しあわせの里、(株)・あなみずの里)

⑦デイサービスへの理学療法士派遣(JAたんぽぽデイサービス)

⑧住宅型有料老人ホームへの看護師派遣(株)コロンプス

⑨放課後等デイサービス利用児童の医療的ケア(社会福祉法人つばさの会)

⑩医療的ケア支援事業(珠洲市、能美市、津幡町、かほく市)

#### (5) 退院連携促進事業

①各訪問看護ステーションと地域の病院との退院連携を促進するため、訪問看護ステーションにおいて病院の看護師(病棟の退院指導者等)を受入れ、訪問看護についての体験・研修を行う。

事業実施：芳珠記念病院、公立つるぎ病院、公立松任石川中央病院、金沢脳神経外科病院、金沢市立病院、金沢医科大学病院、河北中央病院、公立羽咋病院、国立病院機構七尾病院、公立穴水総合病院 (10医療機関)

②令和4年度から新たにリカレント教育として当事業団訪問看護ステーションの看護

師が病院での看護体験や新しい医療知識の習得、最新医療機器等の使用経験を目的に実習を受けてスキルアップを図っており、今後も継続して実施する。

(6) 在宅看護実習生の受け入れ

後継者育成の観点から、石川県立看護大学、石川県立総合看護専門学校、石川県立田鶴浜高等学校、七尾看護専門学校、金沢医科大学、金城大学からの在宅看護実習生を受け入れを継続して行う。

(7) その他の研修生の受け入れ

訪問看護基礎研修・初任管理者研修実習生の受け入れ（石川県看護協会）  
訪問看護の理解促進のための研修医の受け入れ（白山石川医療企業団）

(8) 訪問看護等業務処理システムの活用による業務の効率化、省力化

既存の業務処理システムに連動し、外出先から情報の入・出力を簡便に行えるケアパレットナースを3箇所（中能登S T、かほく高松S T、野々市S T）の訪問看護ステーションに導入しているが、業務の効率化、省力化の一層の推進を図るため、引き続き他の訪問看護ステーションへの導入を行う。

(9) 業務継続計画（BCP）策定

令和3年度介護保険施設運営基準の改定にて、介護サービス事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定を義務化された。令和6年3月31日までに策定できるよう努め、より実践的なものにするために、訓練・研修の実施をしながら必要に応じ、見直していく。

(10) 能登北部地区ステーションの看護師不足対策

輪島訪問看護ステーションがサテライトとなるなど、能登北部地区ステーション（能登中央S T、能登内浦S T、輪島S T、穴水S T）の看護師の確保、高齢化に伴う後任の確保が喫緊の課題となっており、ホームページやyoutub等で事業団の紹介動画を掲載し、求人に努めているところであるが効果が見られないため、事業団として就業支援給付金の制度などの検討を行う。